



発行 新潟県
号外 1
令和6年5月31日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

病院局管理規程

- 12 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)
- 13 新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)
- 14 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)
- 15 新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)

病院局訓令

- 3 新潟県病院局事務決裁規程の一部改正 (病院局総務課)
- 4 新潟県病院局文書記号規程の一部改正 (病院局総務課)
- 5 新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程の一部改正 (病院局総務課)

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第12号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、条、項及び号（以下「移動章等」という。）に対応する同表の改正後の欄中章、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、条、項及び号（以下「移動後章等」という。）が存在しない場合には当該移動章等（以下「削除章等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示並びに削除章等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(機関の種別)</p> <p>第2条 機関を分けて、局本庁及び施設とする。</p>	<p>(機関の種別)</p> <p>第2条 機関を分けて、局本庁、<u>地域機関</u>及び施設とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(地域機関)</u></p> <p>第3条の2 <u>地域機関とは、第2章の2に規定する組織をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章の2 地域機関</p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p>第6条の2 <u>新潟県立加茂病院の清算業務を行うため、加茂病院事業清算事務所を加茂市に置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 新潟県立吉田病院の清算業務を行うため、吉田病院事業清算事務所を燕市に置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(組織)</u></p> <p>第6条の3 <u>加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所（以下「清算事務所」という。）に次の課及び係を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経営課</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経営係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(分掌事務)</u></p> <p>第6条の4 <u>清算事務所の課の分掌事務は、次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経営課</u></p> <p>(1) <u>公印の管理に関する事項</u></p> <p>(2) <u>職員の人事及び服務に関する事項</u></p> <p>(3) <u>文書の收受及び保存に関する事項</u></p> <p>(4) <u>物品の管理及び出納に関する事項</u></p> <p>(5) <u>配当予算の経理に関する事項</u></p> <p>(6) <u>調査統計に関する事項</u></p> <p>(7) <u>清算事務所の管理、保全等に関する事項</u></p> <p>(8) <u>料金の請求及び収納に関する事項</u></p> <p>(9) <u>診療記録の整備及び保管に関する事項</u></p>

	<p>第 2 節の 2 地域機関におかれる職 (清算事務所の職の設置)</p> <p><u>第 17 条の 5</u> 清算事務所に次条から第 17 条の 8 に規定する職を置く。</p> <p>(職制上の職)</p> <p><u>第 17 条の 6</u> 清算事務所に所長を置く。</p> <p><u>2</u> 清算事務所に次長を置く。</p> <p><u>3</u> 所長は上司の命を受け、清算事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p><u>4</u> 次長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p><u>第 17 条の 7</u> 清算事務所の課及び係に長を置く。</p> <p><u>2</u> 前項に規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p><u>第 17 条の 8</u> 清算事務所の課及び係に主査、主任、専門員 (次項において「主査等」という。) を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 主査等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</p>
--	---

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程

新潟県病院局事務委任規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第19条に規定する病院の院長を、「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長をいう。</p> <p>(院長等への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、院長及び校長に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の旅行（院長及び校長の5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(3)～(5)の5 (略)</p> <p>(6) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（院長及び校長の5日以上に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(6)の2～(17) (略)</p> <p>(18) 病院の分掌事務の執行に関し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(委任の特例)</p> <p>第4条 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、院長又は校長は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) 院長又は校長等において特に重要又は異例と認めるもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第19条に規定する病院の院長を、「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長を、<u>「所長」とは、同規程第17条の6に規定する清算事務所の所長をいう。</u></p> <p>(院長等への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、院長、<u>校長及び所長</u>に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の旅行（院長、<u>校長及び所長</u>の5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(3)～(5)の5 (略)</p> <p>(6) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（院長、<u>校長及び所長</u>の5日以上に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(6)の2～(17) (略)</p> <p>(18) <u>病院及び清算事務所</u>の分掌事務の執行に関し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(委任の特例)</p> <p>第4条 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、院長、<u>校長又は所長</u>は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) 院長、<u>校長又は所長</u>等において特に重要又は異例と認めるもの</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第14号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)	5種	施設	(略)	5種
	(略) 中央病院、がんセンター 新潟病院及び新発田 病院事務長補佐（局長 が定めるものに限る。）			(略) 中央病院、がんセンター 新潟病院及び新発田 病院事務長補佐（局長 が定めるものに限る。） <u>加茂病院事業清算事務 所長</u> <u>吉田病院事業清算事務 所長</u>	
	(略)			(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第15号

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局公印規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(公印の種類) 第2条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9)～(14) (略) 2 (略)	(公印の種類) 第2条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) <u>(8)の2 地域機関の長印</u> (9)～(14) (略) <u>(14)の2 地域機関の企業出納員印</u> 2 (略)

第2条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

公印のひな形及び寸法

新潟県 病院事業 管理者印 27mm平方	新潟県 病院局 長印 27mm平方	新潟県 病院局 総務課 長印 24mm平方	新潟県 病院局 経営企画 課長印 24mm平方	新潟県 病院局 業務課 長印 24mm平方
新潟県 立何々 病院長 印 27mm平方	新潟県 立何々 センター 院長印 27mm平方	新潟県立 何々病院 附属看護 専門学校 長印 27mm平方	新潟県 病院局 企業出 納員印 18mm平方	新潟県 立何々 病院企 業出納 員印 18mm平方
新潟県立 何々病院 附属看護 専門学校 印 27mm平方	新潟県 病院事業 管理者印 専用 27mm平方	新潟県立 何々看護 専門学校 長印 27mm平方	新潟県立 何々看護 専門学校 印 30mm平方	

備考 字体は、適宜とする。

第3条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(管守) 第4条 (略) 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、新潟県立病院附属看護専門学校長及び新潟県立看護専門学校長がそれぞれ管守する。	(管守) 第4条 (略) 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、新潟県立病院附属看護専門学校長、 <u>新潟県立看護専門学校長及び地域機関の長</u> がそれぞれ管守する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

病院局訓令

新潟県病院局訓令第3号

局本庁
地域機関
施設

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和6年6月1日から実施する。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

次の表の改正前の欄中章、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、条、項及び号（以下「移動章等」という。）に対応する同表の改正後の欄中章、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、条、項及び号（以下「移動後章等」という。）が存在しない場合には当該移動章等（以下「削除章等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示、削除章等並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(次長の専決事項)</p> <p>第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次長の旅行（5日以上の旅をを除く。）並びに課長及び施設の長の5日以上の旅をの命令をすること。</p> <p>(3) 次長の旅行（5日以上の旅をを除く。）並びに課長及び施設の長の5日以上の旅をの復命を受けること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(4)の2 課長及び施設の長の5日以上の旅を等（夏季旅をを除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等をする。</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 地域機関 病院局組織規程第2章の2に規定するものをいう。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(次長の専決事項)</p> <p>第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次長の旅行（5日以上の旅をを除く。）並びに課長、<u>地域機関の長</u>及び施設の長の5日以上の旅をの命令をすること。</p> <p>(3) 次長の旅行（5日以上の旅をを除く。）並びに課長、<u>地域機関の長</u>及び施設の長の5日以上の旅をの復命を受けること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(4)の2 課長、<u>地域機関の長</u>及び施設の長の5日以上の旅を等（夏季旅をを除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等をする。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 地域機関</u></p> <p style="text-align: center;">(地域機関の長の専決事項)</p> <p><u>第13条の2 地域機関の長の専決事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 行政文書等の公開の決定等をする。</u></p> <p><u>(2) 個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等をする。</u></p> <p><u>(3) 医療法(昭和23年法律第205号)、健康保険</u></p>

法(大正11年法律第70号)等の規定による申請、届出、報告等をする事。

(地域機関の長の権限に属する事務の専決)

第13条の3 次長の専決事項は次のとおりとする。

(1) 職員(局本庁の課長補佐に相当する職以上の職にある者を除く。次号から第5号まで及び第6号において同じ。)の旅行の命令をすること。

(2) 職員の旅行の復命を受けること。

(3) 職員の時間外勤務等の命令をすること。

(3)の2 職員の時間外勤務代休時間の指定をすること。

(4) 職員の特殊勤務の命令をすること。

(5) 職員(地域機関の長を除く。)の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。

(5)の2 職員(地域機関の長を除く。)の代休日を指定すること。

(6) 職員の休暇等の承認等(地域機関の長の5日以上に係るものを除く。)をすること。

(6)の2 職員の営利企業等従事許可願を許可すること。

(7) 職員の扶養親族届に関する扶養親族としての要件の有無及び配偶者の有無について確認し認定すること。

(8) 職員の住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定をすること。

(9) 職員の通勤届に係る事実の確認及び通勤手当の月額決定又は改定をすること。

(9)の2 職員の単身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定をすること。

(10) 職員の児童手当の受給資格及び額の認定をすること。

(11) 電子計算機による給与事務処理のための諸報告をすること。

(12) 職員の身分証明書その他軽易な証明書の発行をすること。

(13) 職員の被服の貸与をすること。

(14) 前各号のほか、定例に属する軽易な事項で地域機関の長の指定する事項を処理すること。

2 前項の規定にかかわらず、次長が長期にわたり不在のとき、又は次長及び第13条の4の規定により代決の権限を有する者がいずれも不在の場合において緊急を要するときは、地域機関の長は、当該次長が専決する事項について専決するものとする。

(代決)

第13条の4 地域機関における事務の代決は、別表第2の2に定めるところによる。

<p>(準用規定)</p> <p>第17条 第7条及び第12条及び第13条までの規定は、施設における専決及び代決について準用する。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第17条 第7条及び第12条及び第13条までの規定は、<u>地域機関及び施設</u>における専決及び代決について準用する。</p> <p><u>別表第2の2 (第13条の4関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>地域機関種類</p> <p>加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>代決の順序</p> <p>1 所長の権限の代決</p> <p>(1) 所長が不在のときは、次長</p> <p>(2) 所長及び次長がともに不在のときは、経営係長</p> <p>2 次長の権限の代決</p> <p>(1) 次長が不在のときは、経営係長</p> <p>(2) 次長及び経営係長がともに不在のときは、次長があらかじめ指定した職員</p> </td> </tr> </table>	<p>地域機関種類</p> <p>加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所</p>	<p>代決の順序</p> <p>1 所長の権限の代決</p> <p>(1) 所長が不在のときは、次長</p> <p>(2) 所長及び次長がともに不在のときは、経営係長</p> <p>2 次長の権限の代決</p> <p>(1) 次長が不在のときは、経営係長</p> <p>(2) 次長及び経営係長がともに不在のときは、次長があらかじめ指定した職員</p>
<p>地域機関種類</p> <p>加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所</p>	<p>代決の順序</p> <p>1 所長の権限の代決</p> <p>(1) 所長が不在のときは、次長</p> <p>(2) 所長及び次長がともに不在のときは、経営係長</p> <p>2 次長の権限の代決</p> <p>(1) 次長が不在のときは、経営係長</p> <p>(2) 次長及び経営係長がともに不在のときは、次長があらかじめ指定した職員</p>		

新潟県病院局訓令第4号

局本庁
施設

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。		第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。	
記号	病院名等	記号	病院名等
(略)		(略)	
県津病	新潟県立津川病院	県津病	新潟県立津川病院
県新病	新潟県立がんセンター新潟病院	県新病	新潟県立がんセンター新潟病院
県芝病	新潟県立新発田病院	県芝病	新潟県立新発田病院
県リウ	新潟県立リウマチセンター	県リウ	新潟県立リウマチセンター
県坂病	新潟県立坂町病院	県坂病	新潟県立坂町病院
県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校	県十看専	新潟県立十日町看護専門学校
		<u>県病加清</u>	<u>加茂病院事業清算事務所</u>
		<u>県病吉清</u>	<u>吉田病院事業清算事務所</u>

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

新潟県病院局訓令第5号

局本庁
地域機関
施設

新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和53年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(組織) 第14条 中央安全衛生委員会は、次の各号に掲げる職員をもつて構成し、委員の数は <u>17人</u> とする。 (1)～(7) (略) 2・3 (略)	(組織) 第14条 中央安全衛生委員会は、次の各号に掲げる職員をもつて構成し、委員の数は <u>19人</u> とする。 (1)～(7) (略) 2・3 (略)

附 則

この規程は、令和6年5月31日から施行し、改正後の規程は、令和6年4月1日から適用する。